



資料 3

公営事業諮問第 3 号

由利本荘市公営事業経営検討委員会 委員長 金澤 伸浩 様

市公営事業の経営課題について(諮問)

令和8年4月6日付け公営事業諮問第2号で諮問した上水道事業に引き続き、下記について貴委員会の広範かつ専門的な知見に基づき、ご審議をいただきたく諮問いたします。

令和 8 年 4 月 6 日

由利本荘市長 湊 貴 信



記

1. 下水道事業について

本市は、秋田県内最大の面積を有しており、下水の処理にあたっては、地域の特性に応じた様々な形態の事業を展開してまいりました。

公共下水道事業は1983(昭和58)年度に認可され、1991(平成3)年度に供用が開始されました。本荘及び矢島地区を中心に事業が拡大され、2020(令和2)年度には水洗化率が90%を超えております。特定環境保全公共下水道事業は、1986(昭和61)年度に認可を受け、1992(平成4)年度に供用を開始しました。岩城、由利、大内、西目地区を中心に事業が拡大され、2020(令和2)年度には、水洗化率は約90%となっております。

農業集落排水事業は、1982(昭和57)年度に事業採択を受け、1984(昭和59)年度には供用を開始しました。現在は35の処理区域と38の処理施設が共用されております。そのほか、漁業集落排水事業は1996(平成8)年度、簡易排水事業は2000(平成12)年度、小規模集合排水処理事業は1997(平成9)年度より供用開始しております。

浄化槽事業として、特定地域生活排水処理事業は2006(平成18)年度、個別排水処理事業は1998(平成10)年度から供用を開始しております。

すべての下水道事業を合算すると、2022(令和4)年度には水洗化率が88%を超え、約9割の下水処理が行われております。

市では2020(令和2年)度に下水道のエリア整備を完了し、現在は維持管理と長寿命化対策に重点を置いております。また、国の方針に従い経理内容を明確にして透明性を高めるため、地方公営企業法を全部適用し、公営企業会計に移行しております。

市の下水道事業は、合併浄化槽の普及も含め、市民の生活環境を支える重要なインフラとして機能しており、汚水処理の普及率は着実に向上しております。しかしながら、事業を取り巻く経営環境は、上水道事業と同様に厳しい状況にあると言わざるを得ません。

供用開始から年数の経過した下水管渠の破損による道路陥没リスクへの対応や、終末処理施設の機能維持と長寿命化を図るための修繕改修、そして地震等の災害に備えた施設の耐震性の向上などはストック・マネジメントを実施しながら計画的に取り組む必要があります。

また、上水道の給水人口の減少に伴い、将来的な下水道使用料収入の減少が予測されており、事業を維持しサービスを継続していくためには、適正な料金水準の維持と、維持管理コストが高止まりしている人口密度の低い集落における将来を見据えた施設の統廃合や、より効率的な汚水処理方式への転換を進め、財政の健全化を図ることが求められています。

2. 下水道料金の適正水準について

市の下水道事業は、主に公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的に市街地における公共下水道事業が先行して着手された後、農村地域や集落においては、生活環境の改善を図るため農業集落排水事業や特定環境保全公共下水道事業など、地域の特性に応じた様々な形態の事業が展開されてきました。このため、現在の下水道事業は、複数の処理区や処理方式が混在しているうえに開始から40年以上が経過しており管渠や処理施設の老朽化が進んできております。一方で、人口減少等に伴い水道の使用量の減少が予測されており、下水道の使用量も同様の減少傾向になると考えられます。このため、これに連動して使用料収入の減少が見込まれております。

本来、公営事業は、独立採算の原則及び受益者負担の原則に沿って運営されるべきですが、現在の市の料金体系では、本来使用料で賄うべき費用のすべてを賄いきれず、その不足分は一般会計からの繰入金に依存している状況です。

また、この間、社会情勢は大きく変化し、燃料価格の高騰や国からの支援体制の在り方などが下水道事業の経営に大きな影響を与えてきております。

上記を踏まえ、下水道利用者からの適正な費用負担を確保し、衛生環境の維持、下水道事業の健全な経営を図るため、今後の下水道料金の適正水準について、多角的にご検討いただき委員会の意見を伺うものです。